

定 款

福島県ボウリング連盟

福島県ボウリング連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この連盟は、福島県ボウリング連盟 (Fukushima Bowling Federation 略称F・B・F) という。

(事務所)

第2条 この連盟は、事務所を福島県福島市野田町6丁目7番14号におく。

(構成・組織)

第3条 この連盟の構成は、個人正会員、実業団会員、高等学校登録会員、高校生会員およびジュニア会員の正会員と、個人普通会員、名誉会員、特別会員で個人正会員、個人普通会員は社会人部、実業団部、高校生会員およびジュニア会員はジュニア部に所属する。

(支部・クラブ)

第4条 この連盟は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。また、支部はその下部組織としてクラブを設けることができる。
支部およびクラブの設置については、別に定める規約によるものとする。

第2章 目的および事業

(目的)

第5条 この連盟は、財団法人全日本ボウリング協会（以下全日本ボウリング協会という）及び福島県体育協会の加盟競技団体として、福島県内におけるアマチュアボウリング競技界を統括し、代表する団体であり、ボウリングの普及および振興をはかりもって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 この連盟は、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行なう。

1. ボウリング競技によりアマチュア・スポーツの高揚をはかる
2. ボウリング競技に関する指導講習会の開催および指導者の養成
3. ボウリング競技に関する調査研究および指導
4. ボウリング競技に関する地域グループの育成強化
5. 国民体育大会および全日本ボウリング協会、地区連合等および福島県体育協会
主催、後援する選手権大会、競技会に対し、代表参加者の選定および派遣
6. 福島県総合体育大会、福島県選手権大会および競技会等の開催。
7. 全日本ボウリング協会に対し、選手権大会、競技会等の公認申請、公認記録報
告、表彰に関する申請
8. ボウリング競技に関する機関紙ならびに刊行物の発行
9. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第7条 この連盟の会員は下記のとおりとし、すべて全日本ボウリング協会に登録するも
のとする。

また、この連盟の会員は、日本体育協会のスポーツ憲章ならびに全日本ボウリン
グ協会のアマチュア競技者規程、その他の規則、規定を順守しなければならない。

1. 正会員 この連盟の目的に賛同して入会した、つぎに掲げる会員とする
 - (イ) 個人正会員
 - (ロ) 実業団会員
 - (ハ) 高等学校登録会員
 - (ニ) 高校生会員およびジュニア会員
2. 普通会員 この連盟の目的に賛同して入会した普通会員とする

3. 名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で、代議員総会の議決をもって推薦された者とする
4. 賛助会員 この連盟の事業に賛助する個人または法人で、理事会の議決をもって推薦された者とする
5. 特別会員 全日本ボウリング協会ならびにこの連盟に賛助する個人または法人で、理事会の議決をもって推薦された者とする

(入会)

第8条 この連盟の正会員および普通会員になろうとする者は、別に定める会員登録規定により登録申請し承認を受けなければならない。

名譽会員、賛助会員、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となる。

(会費)

第9条 この連盟の会員は、全日本ボウリング協会の負担金を含め、別に定める会員登録規定によるものとする。

(資格の喪失)

第10条 この連盟の会員は、つぎの事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 成年被後見人、被保佐人および被補助人となったとき、または破産の宣告を受けたとき
3. 死亡しもしくは失踪宣言を受け、または会員である法人が解散したとき
4. 除名されたとき

(退会)

第11条 会員が脱会しようとするときは、理由を付して退会届を提出しなければならない

(除名)

第12条 会員がつぎの各号に該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名す

ることができる。

1. 全日本ボウリング協会ならびにこの連盟の名誉を傷つけ、またはこの連盟の目的に違反する行為があったとき
2. 日本体育協会、全日本ボウリング協会ならびにこの連盟のウマチュア競技者規程に違反したとき
3. この連盟の会員としての義務に違反したとき
4. 会費を滞納したとき

第 4 章 代 議 員

(代議員)

第13条 この連盟に社会人部、実業団部、ジュニア部および傘下各支部の正会員より選出された代議員をおく。

代議員は、各支部ならびに各支部に所属する正会員および普通会員を代表する。

2. 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 代議員の選出方法と定数は、つぎのとおりとする。

各部より 1名、各支部より 2名とし、支部会員数10名に1名を加え、最高3名を限度とする。

第 5 章 役員および職員、顧問

(役 員)

第14条 この連盟に、つぎの役員をおく。

1. 理事 20名以上 25名以内
うち会長1名、副会長1名、理事長1名、副理事長3名
2. 監事2名

(役員の選任)

第15条 理事および監事は、代議員総会で選任し、理事は互選で会長、副会長、理事長、副理事長を定める。

(理事の職務)

第16条 会長は、この連盟を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理し行う。
3. 理事長は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事し代議員総会の議決した事項を処理する。
4. 理事は、理事会を組織してこの定款に定めるものほか、この連盟の代議員総会の権限に属する事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、この連盟の業務および財産に関し、つぎの各号の規定する業務を行う。

1. 連盟の財産の状況を監査し報告する
2. 理事の業務執行の状況を監査する

(役員の任期)

第18条 この連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう

(役員の解任)

第19条 役員がつぎの各号の一に該当するときは、理事会および総会において、おのおのの四分の三以上の議決により会長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
2. 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(職員)

第20条 この連盟の事務を処理するために必要な職員をおくことができる。

2. 職員は会長が任免する。
3. 職員は有給とする。

(顧問)

第21条 この連盟に若干名の顧問をおくことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

第6章 会議

(会議の種類)

第22条 この連盟の会議をわけて代議員総会および理事会とする。

(代議員総会)

第23条 代議員総会は、これを定時代議員総会と臨時代議員総会の2種類とする。定時代議員総会は毎年度開始後50日以内に開き、臨時代議員総会は会長が必要と認めたとき、または代議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して代議員総会の召集を請求されたときは、その請求のあった日から30日以内に会長がこれを召集する。

2. 代議員総会を召集するには、会日の10日前までに会議に付議すべき事項およびその内容、日時、場所を記載した書面を各代議員に発するものとする。
3. 代議員総会の議長は、年度の定時代議員総会において選出され、次年度の定期代議員総会で後任者が選出されるまで議長となる。

(代議員総会の議決事項)

第24条 つぎの事項は、代議員総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更

2. 年度の事業計画および収支予算の決定
3. 年度の事業報告および収支決算の承認
4. 役員の選出ならびに解任
5. 財産に関すること
6. この連盟の解散
7. その他特に重要な事項

(定足数、議事)

第25条 代議員総会は、代議員の三分の二以上が出席しなければ開くことができない。ただし、当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席とみなす。

2. 代議員総会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決する。代議員総会における代議員の議決権は、代議員1名につき1とする。

可否同数のときは議長がこれを決する。

(代理出席)

第26条 代議員が代議員総会に出席できないときは、同部同支部会員、または他の代議員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、書面をもってその代理権を証明しなければならない。

(理事会)

第27条 理事会は、毎年2回以上開催し、会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた場合、および理事現在数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の召集を請求されたときは、その請求のあった日から10日以内に理事会を召集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

3. 理事会に付議する事項はつきのとおりとする。

(イ) 定款の変更に関すること。

(ロ) 年度の事業計画および収支予算に関すること。

- (ハ) 年度の事業報告および収支決算に関すること。
- (ニ) 財産に関すること。
- (ホ) 委員会の設置ならびに委員の委嘱に関すること。
- (ヘ) この定款により理事会に付議することを要すること。
- (ト) その他この連盟の運営上必要なことで、会長が必要と認めて付議すること。

(理事会の定足数および議事)

第28条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、それぞれの出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し議長および出席者の代表2名以上が署名捺印し、永年保存する。

また、議決した事項は、全日本ボウリング協会ならびに会員に通知する。

第 7 章 専門部会および委員会

(部および委員会)

第30条 この連盟の業務を実施するために、下記の部ならびに委員会を設置する。

1. (イ) 社会人部
 - (ロ) 実業団部
 - (ハ) ジュニア部（高校生、中学生、ジュニア）
 - (ニ) レディス委員会

2. 委員会

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 指導委員会
- (4) 広報委員会
- (5) ジュニア指導委員会
- (6) 記録委員会
- (7) 認証委員会
- (8) アマチュア委員会

(その他の委員会)

第31条 この連盟に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、その他の委員会、および特定の事項を行なうため、特別委員会、合同委員会ならびに小委員会をおくことができる。

(部長、委員長および委員)

第32条 各部長および各委員会の委員長は、理事会において選任されるものとし、委員は学識経験者、理事の中より選出されるものとする。ただし、アマチュア委員会のみは会長、副会長、理事長、副理事長および会長が推薦した理事をもって構成する。

(任期、その他)

第33条 各部および委員の任期は2か年とする。各委員会の組織、権限および議事等については別に定める規則をもって定める。

第8章 会計

(収入)

第34条 この連盟の収入は、つぎのとおりとする。

1. 入会金および会費

2. 事業に伴う収入
3. 寄付金品
4. その他の収入

(金銭の管理)

第35条 この連盟の会計は、会長が管理し、現金は理事会の議決によって預金等の確実な方法により、会長が保管する。

(資産の処分)

第36条 この連盟の資産は処分し、または担保に供してはならない。ただしこの連盟の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会および代議員総会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第37条 この連盟の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入およびその他の収入をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第38条 この連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会および代議員総会の承認を受けるものとする。また、承認を受けたのち、全日本ボウリング協会に報告するものとし、事業計画および収支予算を変更した場合同様とする。

(事業報告および収支決算)

第39条 この連盟の収支決算は、会長が作成し財産目録（貸借対照表）および事業報告、会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および代議員総会の承認を受けるものとする。

2. この連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および代議員総会の承認を受け、その一部もしくは全部を基本財産に編入するか、または翌年度に繰越すものとする。
3. この連盟の事業報告および収支決算書は承認を受けたのち、全日本ボウリング

協会に報告するものとする。

(会計年度)

第40条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、理事会および代議員総会において、おのおの三分の二以上の議決を経、更に全日本ボウリング協会の承認を得なければ、変更することができない。

(解散)

第42条 この連盟の解散は、理事会および代議員総会において、おのおの四分の三以上の議決を経、更に全日本ボウリング協会の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 この連盟の解散に伴う残余財産は理事会および代議員総会において、おのおの四分の三以上の議決を経、全日本ボウリング協会を経由し、公共事業に寄付するものとする。

第 10 章 補 則

(細 則)

第44条 この定款施行についての細則は、理事会および代議員総会の議決を経て、別に定める。

第45条 この定款は昭和43年10月10日より施行するものとする。

この定款は昭和45年 5月17日より改正施行するものとする。

この定款は昭和46年 4月11日より改正施行するものとする。

この定款は昭和47年 1月23日より改正施行するものとする。

この定款は昭和48年 1月28日より改正施行するものとする。

この定款は昭和49年 1月27日より改正施行するものとする。

この定款は昭和50年 1月25日より改正施行するものとする。

この定款は昭和51年 1月25日より改正施行するものとする。

この定款は昭和55年 1月20日より改正施行するものとする。

この定款は昭和61年 4月27日より改正施行するものとする。

この定款は平成 2年 3月25日より改正施行するものとする。

この定款は平成15年 5月 3日より改正施行するものとする。

福島県ボウリング連盟

会員登録規定

福島県ボウリング連盟

会員登録規定

定款第3章に基づき、会員の登録規定を定める。

(重複登録の禁止)

第1条 この連盟に登録し承認されたすべての会員はこの連盟に所属し、他の連盟に重複し登録することはできない。

第1章 正会員

第1節 個人正会員

(個人正会員)

第2条 個人正会員は、この連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した個人とする。

(構成)

第3条 この連盟の個人正会員は支部に属し、社会人部を構成し、競技運営上は、全日本社会人ボウリング連合の構成員となる。

(移籍)

第4条 この連盟の個人正会員は、その在住、在勤、在学するところを変更した場合、他の連盟の社会人部に移籍することができる。

移籍しようとする個人正会員は、速やかに支部を通じて所定の移籍届を提出し、承認を受けなければならない。

第2節 実業団会員

(実業団会員)

第5条 実業団会員は、この連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した実業団とする。

(実業団会員の登録手続および登録資格)

第6条 この連盟に所属する実業団会員の登録手続および登録資格は、つぎのとおりとする。

1. 登録手続

実業団登録申請書に、登録メンバーを記入し、メンバー各人の健康保険証の表紙コピーまたは給与証明書を添付するかあるいは実業団人事責任者の在籍証明書を添付し申請する。

2. 登録資格

福島県に所在する官公庁、団体、法人で、次の資格を有するもの。

(イ) 官公庁、団体

(ロ) 資本金100万円以上の株式、合資、合名、有限会社または実質資本500万円以上の法人。

(ハ) 協同組合等は、財団法人、社団法人のみとし、その登録メンバーは、団体事務所専従者に限る。

(ニ) 実業団会員は、同一の法人または官公庁、団体の役員および社員、職員で構成されたメンバーで、5名以上を有するものとする。

(構 成)

第7条 この連盟において、実業団部を構成し、競技運営上は全日本実業団ボウリング連合の構成員となる。

(資格の喪失)

第8条 実業団会員は、その登録メンバーが5名より少なくなった場合には、その資格を失う。ただし、この場合所定の手続を経て、承認された登録メンバーに限り補充できるものとする。また、当該実業団会員の社員、職員でなくなった場合。または、

転勤等により登録メンバーでなくなった場合には、実業団会員としての資格を失うものとする。

第3節 高等学校登録会員

(高等学校登録会員)

第9条 高等学校登録会員は、この連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て承認され入会した高等学校とする。

(高等学校登録会員の登録手続および登録資格)

第10条 この連盟に所属する高等学校登録会員の登録手続および登録資格は、つぎのとおりとする。

1. 登録手続

高等学校登録申請書に登録メンバー名簿を添付して申請する。

2. 登録資格

学校教育法同施行細則の「高等学校設置基準」によって設置された高等学校とする。

(イ) 登録メンバーは、18歳未満の在籍生徒とする。

(ロ) 登録メンバーは、学校により承認されたメンバーで、数の制限はない。

(ハ) 登録メンバー名簿は、毎年提出すること。

(ニ) この連盟の高校生会員と重複してメンバー登録することはできない。

第4節 高校生会員およびジュニア会員

(高校生会員およびジュニア会員)

第11条 高校生会員およびジュニア会員は、両親または親権者および雇用責任者が、この連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て承認され入会した高校生およびジュニアとする。

(高校生会員およびジュニア会員の資格)

第12条 この連盟に所属する高校生会員およびジュニア会員の登録資格は、登録申請時に満18歳未満の者とし、登録申請に際してはつぎの必要書類を添えて申請し、承認された個人とする。

1. 両親または親権者および雇用責任者の入会承諾書
2. 年齢を証明できる書類
3. その他必要とするもの

(構成)

第13条 この連盟の高校生会員およびジュニア会員は、支部（クラブ）に所属し、この連盟のジュニア部を構成する。

(資格の喪失)

第14条 高校生会員およびジュニア会員は、満18歳に達したときその資格を失う。

(資格の継続と移籍)

第15条 高校生会員およびジュニア会員の資格の継続と移籍は、つぎのとおりとする。

1. 18歳に達したとき、この連盟内の個人正会員、実業団会員メンバーとして、その年度内は自動的に正会員として資格を継続できる。
2. 18歳に達したとき、所定の手続を経て、他の部ならびに他の連盟に移籍することができる。

第2章 普通会員

(個人普通会員)

第16条 個人普通会員は、この連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した個人とする。

(構成)

第17条 この連盟の個人普通会員は、支部（クラブ）に属し、この連盟の社会人部の構成

員となる。

(大会への参加資格)

第18条 この連盟の個人普通会員は、支部（クラブ）および連盟主催、共催等の競技会、リーグ等に参加することができる。全日本、地区等の県外の大会について正会員の登録をし、資格を取得しなければ参加することができない。
ただし、大会開催要項に特別な記載がある場合には、当該要項に基づき参加することができる。

(会員の継続と移籍)

第19条 この連盟の個人普通会員は、継続手続により資格を継続できる。また、在住籍するところを変更した場合に移籍することができるが、新たに所定の登録申請手続により承認を得るものとする。
いかなる場合にも、重複して登録することはできない。

(記録の公認と褒賞)

第20条 この連盟の普通会員の記録は公認され、競技褒賞についても全日本ボウリング協会「競技褒賞授与に関する細則」一般競技褒賞の適用を受けることができる。

第3章 会費

(会費)

第21条 この連盟の会費は、全日本ボウリング協会に納入する負担金を含め、次のとおりとする。

1. 正会員の会費（全日本ボウリング協会負担金、連盟費）

(イ) 個人正会員 年額 1名 5,500円

(負担金 1,500円、連盟費 4,000円)

(ロ) 実業団会員 年額 27,500円

(負担金 7,500円、連盟費 20,000円)

ただし5名を1口とし、1名増すごとに、
負担金1,500円、連盟費 4,000円の合計
5,500円を増やすものとする。

(ハ) 高等学校登録会員 年額1校 5,000円
(負担金3,000円、連盟費2,000円)

登録メンバーは、数の制限を設けず、それぞれ会員証
を交付する。

(ニ) 高校生会員およびジュニア会員 年額1名500円
(負担金 300円、連盟費 200円)

2. 普通会員の会費（全日本ボウリング協会負担金、連盟費）

年額1名 4,000円 （負担金1,000円、
連盟費1,000円、連盟運営費2,000円）

同一年度内に正会員に移籍登録するときには、正会
員の会費を納入すること。また、同一年度内に他の
支部（クラブ）に移動、移籍したときには、新たに
当該会費を納入するものとする。

3. 支部負担金（連盟運営費）

各支部の個人正会員及び実業団会員1人つき、年額
6,000円（月額 500円）支部負担金として
連盟に納入しなければならない。

4. 会員は、毎年3月31日までに次年度の会費を納入することにより、自動的に
会員の資格を継続できる。ただし、高等学校登録会員、高校生会員およびジュ
ニア会員は、毎年4月30日まで継続手続を延長することができる。

5. 正会員が、同一年度内に他の連盟の同一正会員へ移籍したときは、当該連盟の
連盟費を添えて手続をしなければならない。ただし、当該年度の全日本ボウリ
ング協会の負担金は納入する必要はない。同一年度内、個人正会員から実業団
会員メンバーに、あるいは実業団メンバーから個人正会員に移動する場合には
負担金ならびに連盟費を新たに納入しなければならない。

6. 名誉会員の会費は免除する。
7. 特別会員の会費は別に定める。
8. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第 4 章 梯 则

(細 則)

第22条 この規定、昭和43年10月10日より施行する。

附 則

1. この規定は、昭和45年 5月17日より改正施行する。
この規定は、昭和46年 4月11日より改正施行する。
この規定は、昭和47年 1月23日より改正施行する。
この規定は、昭和48年 1月28日より改正施行する。
この規定は、昭和49年 1月27日より改正施行する。
この規定は、昭和50年 1月25日より改正施行する。
この規定は、昭和51年 1月25日より改正施行する。
この規定は、昭和55年 1月20日より改正施行する。
この規定は、昭和61年 4月27日より改正施行する。
この規定は、平成 2年 3月25日より改正施行する。
この規定は、平成15年 4月 1日より改正施行する。

福島県ボウリング連盟 レディス委員会規定

第1章 総 則

第1条 福島県ボウリング連盟定款第30条の規定に基づき、この委員会を設ける。

第2条 この委員会は、レディス委員会と称する。

第2章 所管事項

第3条 この委員会は、この連盟の女性会員に関する事項を掌り、次の事項を審議するとともに必要事項を調査研究し、理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 女性会員の普及開発に関すること。
- (2) 競技会等の女性会員の参加に関すること。
- (3) 女性会員の競技力向上のための調査、研究に関すること。
- (4) 女性ジュニア会員の育成、指導に関すること。
- (5) その他女性会員の社会的諸問題の調査、研究に関すること。

第3章 委 員

第4条 この委員会の委員は、連盟会長が委嘱する。

この連盟の女性理事および女性学識経験者、その他会長が必要と認めた女性若干名の委員をもって構成する。

第5条 この委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名または2名

第6条 役員は連盟会長が指名し委嘱する。

第7条 この規定は、平成15年4月1日より施行する。

